

変則就労の場合の申出書

(変則就労の場合)

就労時間帯 ※フレックスタイム制、 裁量労働制の場合は 標準的な就労時間帯を記入	時間帯①	10	時	00	分	～	16	時	00	分	(うち休憩時間	45	分)
	時間帯②	11	時	00	分	～	17	時	00	分	(うち休憩時間	45	分)
	時間帯③	9	時	00	分	～	13	時	00	分	(うち休憩時間	45	分)
就労日	時間帯①	☒ 月	☐ 火	☒ 水	☐ 木	☐ 金	☐ 土	☐ 日	☐ 祝日	☐ 不定期	(週		日)
	時間帯②	☐ 月	☒ 火	☐ 水	☐ 木	☐ 金	☐ 土	☐ 日	☐ 祝日	☐ 不定期	(週		日)
	時間帯③	☐ 月	☐ 火	☐ 水	☒ 木	☐ 金	☐ 土	☐ 日	☐ 祝日	☐ 不定期	(週		日)
	備 考												

上記内容に相違ありません。また、上記について変更が生じた場合は、速やかに恵庭市子ども政策課へ報告いたします。さらに、上記内容について疑義が生じた場合、市の学童クラブ担当者が勤務実態等を勤務先に確認することに同意いたします。

署名 恵庭 太郎